大規模小売店舗の運営方法の変更について（お知らせ）

大規模小売店舗立地法第６条第２項に基づく運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第１１条第２項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

<table>
<tr><td>店　舗　名　称</td><td colspan="3">フジグラン安芸</td></tr>
<tr><td>所　　在　　地</td><td colspan="3">広島県安芸郡坂町北新地二丁目12018-1外</td></tr>
<tr><td>建 物 設 置 者</td><td colspan="3">株式会社フジ　　代表取締役　山口　　普　　愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td></tr>
<tr><td>変　更　事　項</td><td colspan="3">（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
<table><tr><th>荷さばき施設の位置</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td>店舗建物北東側</td><td>午前7時00分から
午後5時30分まで</td><td>24時間</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>変 更 年 月 日</td><td colspan="3">令和８年１２月１日（予定）</td></tr>
<tr><td>変更する理由</td><td colspan="3">商品搬入計画の見直しのため</td></tr>
<tr><td>掲 示 責 任 者
及 び 連 絡 先</td><td colspan="3">株式会社成研　児玉
TEL（０８２）５３３－７０２７</td></tr>
</table>

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届　出　書	縦 覧 期 間	令和８年９月１０日から令和９年１月１０日まで
	縦 覧 場 所	坂町役場 総務部 企画財政課
意　見　書	提 出 期 限	令和９年１月１０日まで
	提　出　先	坂町役場 総務部 企画財政課
届出書の縦覧及び 意見書の提出に関する お問い合わせ先		坂町役場 総務部 企画財政課 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目１番１号（坂町役場２階） ＴＥＬ（０８２）８２０-１５０７

※掲示期間：令和８年１月１０日まで